

一般競争入札公告

株式会社 アイム志木の発注する工事の請負について、下記の通り一般競争入札に付する工事としましたので、その内容を公告致します。

令和7年 7月 1日
株式会社 アイム志木
代表取締役 山田耕司

1.工事概要

(1)工事名称

(仮称) つばさ壱番館移転計画

(2)工事場所

埼玉県狭山市沢1076番16、1078番4、1079番1、1087番1（地名地番）

(3)建物概要

①工事種別	新築
②建物用途	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護
③敷地面積	3, 500.55 m ²
④建築面積	552.28 m ²
⑤延床面積	997.89 m ²
⑥構造規模	準耐火木造 地上2階

(4)工期（予定）

令和7年8月18日(月)着工～令和8年3月中旬引渡し

(5)工事範囲

新築工事に伴う建築・電気・給排水・空調換気・外構他

2.建築主

- (1)名称 株式会社 アイム志木 代表取締役 山田耕司
- (2)住所 埼玉県志木市幸町二丁目4番16号
- (3)電話 048-485-2416
- (4)ホームページ <https://aimshiki-kaigo.com>

3.連絡先

- (1)名称 株式会社 アイム志木
- (2)住所 埼玉県志木市幸町二丁目4番16号
- (3)電話 048-485-2416

(4)FAX 048-485-2417

(5)担当 取締役 堀川彩子

(6)E-mail koji.yamada@aimshiki.com

4.入札参加資格

次に挙げる条件を全て満たしている者とします。また、入札参加資格審査後でも入札日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は参加資格なしとします。

- ① 形態は単体企業とする。
- ② 埼玉県に本社があり、飯能県土整備事務所、川越県土整備事務所管轄地内である者。
- ③ 令和7・8年度埼玉県建築工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されている業者で直近の格付けが@ランクである者。
- ④ 直近の経営規模等評価結果通知書における総合評定値(P)が1000点以上の者。
- ⑤ 直近の格付が@ランク且つ、資格審査数値1,200点以上の者。
- ⑥ 令和7年4月1日(火)から過去5年以内に高齢者福祉施設の新築実績を2件以上有する者(共同企業体の構成員としての実績は含まない)。
- ⑦ 当該工事に一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有した監理技術者を専任で配置できる者。
- ⑧ 本件公告から落札決定までの間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成29年4月1日施行)又は狭山市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成24年10月4日施行)に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者。
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の4及び狭山市契約規則第2条に該当しない者。
- ⑩ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続き又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、狭山市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- ⑪ 建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日の直近のものとし、手続き開始決定日以降のものであること。
- ⑫ 公告日から落札決定までの期間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑬ 当会社の代表取締役及び取締役若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者及びその業者と親子関係にある業者など、当会社と特別の利害関係を有する業者でないもの。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある企業でないこと。

5.入札参加資格確認申請手続き

(1)一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

「3. 連絡先 (5) 担当 取締役 堀川彩子」まで電子メールにて請求して下さい。
その際には、件名を「つばさ壱番館移転計画：入札参加資格等確認申請書送付希望」とする。

(2)受付締切、提出先及び提出方法

受付締切：令和7年7月10日(木) 午後5時締切（土日祝日を除く）

提出先：株式会社 アイム志木

提出方法：持参または書留郵便必着（持参の場合は、事前連絡予約をお願い致します。）

(3)提出書類

ア一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）

イ令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格のランクを証する書類の写し

ウ入札参加資格申請日現在で有効な特定建設業許可の写しまたは証明書

エ直近の経営規模等評価結果、総合評定値を証する書類の写し

オ過去5年以内に高齢者福祉施設の新築工事完成実績2件以上を証明できる書類

カ会社案内・会社経歴書

キ法人登記簿謄本全部事項証明書（原本又は原本証明付き）

(4)入札参加資格の審査結果通知

申請受付後、当会社において審査を行い、入札参加決定者には入札参加通知書等を電子メールにて送付します。入札参加資格が無いとみなした者にはその旨と理由を通知します。令和7年7月11日(金)までに通知します。令和7年7月11日(金)までに通知が届かない場合は連絡下さい。

6.設計図書の配布と質疑回答（現場説明書）

(1)配布

入札参加決定者には、令和7年7月11日(金)に株式会社 アイム志木より設計図書一式(CD-ROM)に入札書を同封して発送します（宅配便）。

(2)設計図書に関する質疑及び回答について

①質疑提出期限 令和7年7月22日(火) 午後5時まで

②質疑提出先 株式会社 アイム志木 宛

③質疑提出方法 配布したCD-R内にある質疑書に記載の上、「3. 連絡先」まで電子メールにて送付すること。質疑がない場合は質疑書に「質疑無し」と明記して電子メールにて送付すること。

④質疑回答日時 令和7年7月25日(金)までに回答

⑤回答方法 電子メールにて各社質疑をまとめた文書を発信します。

7.入札日等

1) 公 告 日：令和7年7月4日(金)

2) 参加資格申請締切日時：令和7年7月10日(木) 午後5時締切（土日祝日を除く）

3) 参加資格通知日：令和7年7月11日(金) 発送

4) 設計図書等配布日：令和7年7月11日(金) 発送

5) 質疑書締切日時：令和7年7月22日(火) 午後5時まで必着

6) 質疑回答日：令和7年7月25日(金) 午後5時までに回答

7) 入札日

(1)日時

令和7年7月31日(木) 午後1時

(2)場所

設計図書の配布資料に同封、入札参加業者に通知する。

- (3)予定価格 公表しない。
- (4)最低制限価格 設定するが公表しない。
- (5)契約書の作成の要否 要（契約は 下記 10. による事。）
- (6)入札注意事項
 - ①入札書を提出する際に設計図書一式（CD-R）を返却すること。
 - ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時はその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札参加者は110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ③入札参加にあたっては入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
 - ④代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
 - ⑤入札書は代表印にて封印して提出すること。
 - ⑥談合は絶対に行わないこと。
 - ⑦談合情報があった時は、参加業者から事情を聴取し、狭山市と協議を行います。

8.落札者の決定

- (1)予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2)予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。（再度入札は、2回まで実施するものとする）
- (3)初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。
- (4)上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合
(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合
 - 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること。
- (5)落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9.入札に当たっての注意事項：下記の各事項に該当する入札は無効とする

- (1)所定の日時及び場所に出席及び提出しない者の入札。
- (2)入札に参加する資格のない者がした入札。
- (3)不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札。
- (4)談合その他不正行為があつたと認められる入札。
- (5)入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札。
- (6)最低制限価格に達しない価格の入札。
- (7)金額の記載が不明確で判読不可能な入札・記名押印を欠く入札・誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札。
- (8)入札者の押印のないもの。
- (9)記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの。
- (10)押印された印影が明らかでないもの。
- (11)記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの。
- (12)代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
- (13)他人の代理を兼ねた者がしたもの。
- (14)虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札。
- (15)郵便・電報、電話やFAXによる入札。
- (16)入札金額を訂正した入札書による入札。
- (17)二以上の入札書を提出した者がしたもの。
- (18)二以上の者の代理をした者がしたもの。
- (19)前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札。

10.入札保証金及び契約（履行）保証金

- (1)入札保証金は免除する。
- (2)契約保証金は免除する。但し工事請負契約時に保険会社との間に発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約を締結すること。（工事請負額の10分の1以上の金額とする）
- (3)契約については、民間（旧四会）連合協定工事請負契約書約款によること。

11.支払い条件

- (1)前払い金はなしとする。
- (2)初回：工事請負金額の25%相当を現金振込で支払う。（令和7年9月予定）
- (3)竣工引渡後 残金を借入金入金後に現金振込で支払う。（令和8年3月予定）

12.その他

- (1)現場説明会は実施しない。
- (2)一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3)一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。
- (4)提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (5)落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (6)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領(平成22年4月1日施行)に基づき、法人への苦情申し立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
- (7)入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (8)一括下請けを禁止する。
- (9)本工事における一般競争入札については、「狭山市契約規則」に準じて行う。
- (10)提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。
- (11)その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、県、市から指導等があった場合はそれに従うこと。

以上